【提出書類の記入方法】 ※別紙記入例を参照のこと。

１．「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 個 人 | 法 人 |
| 表面 | 「申請者」欄 | 「住民票」のとおり記入してください。（字体も） | 「登記事項証明書」のとおり記入してください。 |
| 「役員」欄 | 本人の氏名のみ記入してください。 | 代表取締役から監査役までの役員全部を記入してください。 |
| 「事業の範囲」欄 | 「管工事業」又は「給排水設備工事業」と記入してください。 | 登記事項証明書の「目的」欄を参考に記入してください。 |
| 裏面 | 「事業所の名称・所在地」欄 | 表面の「申請者」と同じ場合でも記入してください。また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合は、その事業所も記入してください。 |
| 「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄 | 選任している給水装置工事主任技術者全員の氏名と免状の交付番号を記入してください。 |

２．「機械器具調書」（別表）

「指定」を受けるには、以下の機械器具を有することが必須条件です。

|  |
| --- |
| イ　金切りのこその他の管の切断用の機械器具ロ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具ハ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具ニ　水圧テストポンプ |

これら４種類それぞれの機械器具について、最低１項目を表に記入してください。

　※機械器具ごとに写真を添付してください。（写真に番号を付け、調書の備考欄にその番号を記載してください。

３．「誓約書」（様式第２）

「誓約書」は、申請が次のいずれにも該当しないことを誓約するものです。１項目でも該当する場合は「指定」を受けることができません。

|  |
| --- |
| イ　精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ハ　水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者ニ　水道法第25 条の11 第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある　者へ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの |

４．「指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項」

別紙の記入例を参考に記入してください。